

食品に関するリスクコミュニケーション（名古屋）

日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会

平成16年9月27日（月）13：30～16：20

名古屋市工業研究所管理棟1Fホール

主催：内閣府食品安全委員会

午後1時30分 開会

(1) 開会

司会(西郷) 大変お待たせいたしました。そろそろ定刻でございますので、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を始めさせていただきたいと思っております。

本日は、お足元のお悪い中をわざわざお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは座席に余裕がございます。どうぞ広く使っていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(2) 開会挨拶

司会 それでは初めに、意見交換会の開催に当たりまして、食品安全委員会の寺田委員長より、開会のごあいさつを申し上げます。

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。

今日は、この意見交換会に、天気が悪いにもかかわらずおいでくださいまして、大変感謝しております。

この意見交換会を始めるに当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

本日のテーマは、9月6日に、私ども食品安全委員会のプリオン専門調査会で「中間とりまとめ」という形で出しましたものを、委員会で9月9日に了承されたものであります。それがきょうの意見交換会のテーマになるわけでございます。

これは後からもう少し詳しく申し上げますけれども、7月16日に専門調査会の最初の「たたき台」ができて、8月4日に東京でそれをもとにして意見交換会をやって、8月6日にまた委員会を開いて、8月24日に第2の「たたき台」をもとにいたしまして大阪で意見交換会を行い、9月6日にいろんなご意見も入れ、あるいは足りないところを議論していただいて、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について 中間とりまとめ」という形ででき上がったものでございます。

食品安全委員会は評価を主といたしまして、管理の方は農林水産省、厚生労働省、あるいは場合によりましては環境省。管理と評価を分ける。評価の方は私ども食品安全委員会は内閣府にあって、独立性、科学性、客観性、それからトランスペアレンシー(透明性)ということで、役割分担といったらおかしいですけれども、役割をやっております。管理の方は、コストベネフィットとか防疫問題、そういういろんなことに関して、あるいは管

理の問題は行政そのものでございまして、大変大きな問題なので、それはいろんなファクターを考慮に入れられて、私どもの評価の結果、あるいは、私ども、逆に管理側からいってくるのを評価するというような立場でございまして。

それプラス、リスクコミュニケーションが非常に大事で、国民の皆さん、これは消費者、生産者、あるいはマスメディアの方や教育者、いろんな方が意見を交換して、皆さんの意見が完全に一致するというわけではございませんが、同じ問題に関する同じ認識を持って物事を進める。これがリスク分析の方法で、特にヨーロッパではこの方式が、食の安全に関して広く用いられることになっております。

BSEの問題につきましては、ご存じのとおり、この食品安全委員会ができました直接のきっかけになっておりまして、昨年7月1日に私どものこの委員会がスタートしたわけでございますけれども、8月にはプリオン専門調査会を発足いたしまして、日本のプリオン全体に関しましての議論を始めました。特にことしの2月からは、日本の状態だけでなく、諸外国のBSEに関するいろんな情報を集めて、議論をより集中的にやりました。先ほど申し上げましたように、7月16日に、そのような結果をもとにいたしまして、日本におけるBSE対策に関する検証という形で「たたき台」をつくってやってきました。

この間、日本におきますプリオンの専門家ほとんどすべてが私どもの専門調査会に属していらっしゃいまして、そこで非常に熱心に、いわゆるもともと食品安全委員会の設立の趣旨であります独立性、科学性を持って、それから、いろんな雑音といったら怒られるかもわかりませんが、いろんなところで出るいろんな意見を取捨選択ということ、正しい意見に関してはきちっと意見を取り入れて評価をしてくださったと思いますし、大変な努力をされたと思って感謝している次第でございまして。

内容につきましては、後から詳しく説明があると思っておりますけれども、BSEが日本で初めて見つかったから350万頭の全頭検査をやって、その結果がどうなっているか。あるいは、今後、人に対するリスクがどれほどあるだろうという予測とか、そういうことを日本で初めてきちっと検証した。どちらかという日本状態を客観的に記載したということでございまして。

本日は、プリオン専門調査会の専門委員でもいらっしゃいますし、我が国の獣医学の先端的なオピニオンリーダー的な山内先生から、とりまとめに至った背景や経緯につきまして、その内容も含めましてお話をさせていただきます。講演が済んだ後、会場の皆さんと双方向の意見交換を行い、また、今後の食品安全に関する私ども評価の立場としての参考に

させていただけたらありがたいと思いますし、ここに来ておられる方が、私どもの「中間とりまとめ」の内容をご理解願えれば大変ありがたいと思っている次第でございます。

私のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

それでは、まず資料の確認だけさせていただきます。お手元にお配りいたしました青い封筒の中身でございますが、最初に「配布資料一覧」という一枚紙が入っております。その次には「議事次第」、これも一枚紙。「出席者名簿」という一枚紙と、「座席表」。

資料1といたしまして「中間とりまとめ説明資料」、資料2が「中間とりまとめ」の本文でございます。参考資料といたしまして、厚生労働省の「国産牛肉のBSE対策」というスライド資料。農林水産省の資料としまして「BSE根絶のための飼料規制について」。

次に、アンケートが表裏で入っております。これはお帰りになる前にご記入いただきたいと思います。今後、こういったリスクコミュニケーションを改善していくための資料にしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、食品安全委員会のリーフレット。ご参考までに「食品の安全性に関する用語集」とその正誤表でございます。それに、「食品安全」という、先月末にできたのですが、私ども食品安全委員会の初めての季報で、これから年に4回程度出していこうと思っております。季報と申しますかジャーナルと申しますかの創刊号をおつけしております。

以上でございますが、もし不足がありましたら、係にいつていただければ追加いたします。

引き続きまして、本日の意見交換会の進め方についてご説明させていただきます。「議事次第」をごらんくださいませ。

今、委員長からごあいさつ申し上げましたが、この後、山内先生から40分ほどご講演をいただきます。その後、意見交換用にちょっと場所をかえますので、若干の休憩をいただきたいと思います。それからすぐ意見交換に入ってまいりたいと思います。終了後、小泉委員よりごあいさつ申し上げて、閉会。

基本的に4時を閉会の時間と予定しておりますところ、今日、まだご予定のある方もいらっしゃると思いますので、議事の進行によりしくご協力いただければと存じます。

それでは、早速でございますけれども、最初に、「プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び『日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について 中間とりまとめ』な

どについて、プリオン専門調査会で中心となってご議論いただきました山内一也先生から、ご講演をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(3) 講演

プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び
「日本における牛海綿状脳症 (B S E) 対策について
中間とりまとめ」などについて

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

山内 一也

(パワーポイント1)

山内でございます。

それでは、スライドでお話を進めたいと思います。

(パワーポイント2)

この点に関しましては、既に寺田委員長からご説明があった経緯がまとめられておりますので、その次、お願いします。

(パワーポイント3)

これも結構です。

(パワーポイント4)

「中間とりまとめ」は、皆様のお手元にいらっしゃると思いますが、内容としては「はじめに」、「背景」、「リスク評価」、「結論」、「おわりに」ということになっております。

(パワーポイント5)

日本でちょうど3年前、B S Eが見つかりまして、それから対策が始まっていったわけですが、その間にB S Eに関する科学的知見はかなり集まってきている。十分とはいえませんが、非常に大変な実験とか、いろいろな難しい作業を経て得られてきた知見があります。そういった知見を集めた上で、それを踏まえて、牛から人へのB S E病原体の感染リスクの低減効果を検討したということです。

もちろんこれは人への感染を阻止するという視点で、人への感染が起きた場合には、変異型C J Dになる。その変異型C J Dの発生の可能性を指標としてリスク評価をするという考えもあるわけですが、これは現実には極めて難しいということで、我々の立場としては、どれだけリスクが低減できているか、そういった考え方に基づいております。定性的にどこまでリスクが下げられたか。こういうアプローチは、別に日本に限らず、E Uにお

いても、英国においても同様です。

そして、こういう作業を行うために、我が国における B S E 対策、特にその管理措置、2001 年にスタートした全頭検査、特定危険部位除去、その他トレーサビリティ、サーベイランスといったようなものの検証で、そういう結果に基づいて、今後の B S E 対策に活用しようということを考えていたわけです。

(パワーポイント 6)

まず、「背景」として、B S E 及び変異型 C J D ですが、現在の科学的知見を整理してみても、どれだけのことがわかって、わかっていないことは何かということをはっきりとしようということで、学術論文を初め、E U の科学運営委員会等に出している意見、その他報告をかなり網羅的に調査してまいりました。

(パワーポイント 7)

「B S E 発生頭数」は、ご承知のとおり、現在では世界 23 カ国、トータルで 18 万頭以上。大部分は英国ですが、2000 年から、日本でも今行っていると畜場における健康な牛を対象とした迅速検査法が取り入れられたことによって、B S E の初発国が 2000 年、2001 年にかけてふえてまいりまして、現在 23 カ国ということなのです。

日本では、最近 2 例見つかっておりますから、計 13 頭が確認されております。と畜場での検査では、約 350 万頭調べたうち、現在 11 頭、死亡牛検査では 1 頭、最初の例が 1 頭ですから、13 例ということなのです。

そのうち、特に若い牛、ヨーロッパなどで行っている 30 カ月というところで線を引きますと、それ以下の牛は、8 例目に 23 カ月齢のもの、これはウエスタンプロットのパターンを見ると、これまでの B S E とは違っているということから、非定型的と判断しております。9 例目は典型的な B S E です。このいずれにおきましても、ウエスタンプロットでバンドの濃さを調べると、バンドの濃さは異常プリオンたんぱく質の量に大体比例しておりますので、そこから推定した結果は、それまでに見つかっているほかの B S E のケースと比べて、1/500 ~ 1/1000 ぐらいという低いレベルであったという結果が得られております。

(パワーポイント 8)

「B S E の潜伏期間」は、皆さんほぼご承知のとおりですが、平均 5 年 (60 カ月)、ほとんどの場合には 4 ~ 6 年。ただし潜伏期間は、牛の個体差、感染時の異常プリオンたんぱく質の暴露量、要するに、肉骨粉に含まれている病原体の量によって異なると考えられております。

日本の場合には、既に申し上げたとおり、21 カ月と 23 カ月、そのほかの例については平均して 78 カ月齢ぐらい。発症したと考えられる牛は特にありませんが、一番最近の例の場合には、股関節脱臼と歩行不能ということで、もう少しよく調べていけば発症につながっていたのかもしれませんが、これは詳しいことは私はまだ聞いておりません。

(パワーポイント 9)

「牛生体内のプリオン分布と感染性」この内容は実際に現在の B S E 対策の基本になるものでありまして、英国で 1990 年ごろから牛を使つての感染実験で明らかになってきたものです。

その結果としてわかってきたことは、まず、回腸遠位部に 6 カ月目ぐらいから 18 カ月ぐらいに病原体、異常プリオンたんぱくが見つかってくる。その後、しばらく見つからない時期がありますが、また 32 カ月ごろから見つかってきております。ただし、これは 1 回にサンプリングしている牛の数は 1 ~ 3 頭ぐらいですから、間で見つからなかったから病原体がなかったかどうか、それはわかりません。扁桃では 10 カ月目に 1 頭の牛でだけ見つかっております。脳、脊髄、背根神経節、三叉神経節は 32 カ月から 40 カ月の間に見つかっております。それ以後は調べておりません。

臨床症状は潜伏期間の終わりで、B S E 感染性のほとんどは中枢神経系、特に脳、脊髄といった特定危険部位に 99% 集まっていることが明らかになっておりますが、先ほど申し上げましたように、試験頭数は 1 ~ 数頭、大体 3 頭ぐらいまでです。ですから、これがどこまですべてを語っているかということに関してはわかりません。この場合に、五十数種類の組織も調べてありまして、そこでは感染性は見つかっておりませんが、検出限界以下の感染性があるという可能性は否定できません。

また、英国で、実際に B S E に感染した牛の脳を食べさせる実験が 2 回行われましたが、最近では低い量、1 g ~ 0.001g という低いレベルで与えた場合に、0.001g、要するに、1 / 1000g でも、15 頭中 1 頭の感染が見出されております。したがって、非常に微量の感染牛の脳が入った場合でも感染は起こり得るということが、改めて確認されたこととなります。実際に肉骨粉にした場合には、さらに乾燥されますから、これより低い目方になるわけです。そういったものが感染源になることが、実験的にも明らかにされたといえます。

(パワーポイント 10)

こういう感染実験の成績をもとに、これは E U の科学運営委員会がつくった図で、よくごらんになっておられると思いますが、リスク評価をするために 1 つのシナリオを書いて、

病原体がどれくらい特定危険部位に含まれているかということ調べていきますと、ここに書いた部分全部を集めると、99.74%ぐらいにその病原体が存在しているということが推定されております。

ただ、このリスク評価を行った場合には、1頭の牛に含まれている感染性は8000単位という1つの数字をもとにして、その中でそれぞれの組織にどれくらい入っているかということ計算したわけで、そのパーセンテージに関しては、それほど大きな問題はないかもしれませんが、実際に8000単位なのか、8万単位なのか、そういったことは動物の個体差、いろいろな条件によって変わってくる可能性があります。

(パワーポイント11)

一方、「vCJDの患者発生数」は、全世界では現在157人。ほとんどが英国である。ほかの国で出たのも、英国滞在歴のある人が大部分であるということですから、英国で感染が起こっているということになりますし、日本では報告はありません。

(パワーポイント12)

それでは、変異型CJDの潜伏期間と最少発症量に関してどれくらいわかっているのかといいますと、わかっていないことがほとんどである。

まず、BSE感染によってvCJDになった。これは状況証拠。実際にいろいろな実験的な事実からも、ほぼ間違いないという結論になっております。ただし、なぜ病気になっていくか。人の場合に、口から取り込んだ病原体が恐らく小腸で取り込まれて、中枢神経に運ばれると考えられておりますが、その中枢神経に運ばれる経路に関しては、今、全くわかっておりません。

潜伏期間の長さもわかりません。数年から25年といわれておりますが、実際に経口感染でうつったCJDの例としては、ニューギニアにおけるクールーがあります。これは経口感染で起こったものですが、その場合には25年を超えて、30~40年たってもまだ患者が出ておりますから、25年をはるかに超える可能性もあり得るということです。そして、日本で将来も発生しないことを保証しているものではない。

また、vCJDを発症するBSEプリオン、要するに、病原体の最少量はどれくらいか。牛でBSEを発症する場合の最少量は、今、実験的には1/1000gまではわかっておりますが、人の場合には全くわかっておりません。

何回にもわたって病原体を取り込んだ場合、蓄積効果があるのかないのかもわかっておりません。したがって、こういうわからないことが幾つもvCJDに関しては残されてい

るということになります。

(パワーポイント 13)

一方、遺伝的要因として、これまで英国で見つかってきた v C J D の患者は 資料は「異常プリオンたん白質遺伝子」となっておりますが、「プリオンたん白質遺伝子」であって、「異常」ではありません。要するに、正常なプリオンたんぱくの遺伝子のコドン 129 番目が、メチオニン/メチオニンというホモローガスなタイプの人だけ見つかっておりました。ただし、最近、1 例、輸血を介して感染したと考えられる人が見つかりまして、その人はメチオニン/バリリンというヘテロのタイプでした。

そうなりますと、これまでメチオニン/メチオニンというホモだけで考えていた v C J D の発生推測は、果たしてそれだけでいいのか。特に英国の場合ですと、ヘテロの人の方がメチオニン/メチオニン・ホモの人よりも若干多い。メチオニン/メチオニン・ホモが 40%、ヘテロの人は多分 45% ぐらいということですから、この発生予測は変わってくる可能性があるのではないかとわれております。

もっとも、こういったことは既に成長ホルモンを介してうつっていった孤発性 C J D の場合にはフランスで経験がありまして、その場合には、最初、やはりバリリン/バリリンというホモの人で出ていたのですが、次に、長い潜伏期の後にメチオニン/バリリンの人にかわっていったということですから、英国の場合にも、今後どういうふうになっていくかということとは、現時点ではわかりません。

なお、日本では 90% の人がメチオニン/メチオニンというホモ、いいかえれば英国やヨーロッパの人の 2 倍の感染リスクがあるということになります。

(パワーポイント 14)

こういったことから、日本における v C J D のリスク評価を行おうということで検討したわけですが、実は、私はこのリスク評価に関しては余りよくわかりません。非常に単純な計算だけであって、幾つもの前提を置いたシナリオでやっております。ですから、このリスク評価に関しては、むしろ報告書の方をごらんいただきたいと思いますので、このところは少し飛ばして話を進めてみたいと思います。

(パワーポイント 15)

リスク評価を行った場合、まず、過去に食物連鎖に入った B S E 感染牛がどれくらいあったらだろうか。将来は牛でどれくらい B S E が出るだろうか。英国での推定からそれを単純比例計算して、日本ではどれくらいリスクがあるだろうか。遺伝的要因の補正というの

は、先ほど申しあげましたメチオニン/メチオニンというホモが英国では 40%の人で、日本の場合には 90%を占めている。そういった要因も補正をしてみるということです。

(パワーポイント 16)

そういうふうに単純に比較をしていきますと、英国で食卓に回った B S E 感染牛は多分 100 万頭ぐらい。80 万頭とかいろいろ推測があります。日本の場合には 5 ~ 35 頭ぐらいであろうと推測をしたわけです。そして、ここで v C J D の患者が英国では、これもいろいろ細かい計算が行われておりますが、最悪のシナリオにおいて 5000 人、この比率を日本に当てはめていくと 0.1 ~ 0.9 人ということになります。

ただ、注目していただきたいのは、これは発症数です。患者として見つかった、もしくは見つかるであろう数です。最近、英国では輸血を介しての感染が問題になっておりますが、実際にこれまでに、盲腸のところにある摘出した虫垂を 1 万人以上について調べてみたところが、3 人、陽性の人が見つかった。もちろんその人たちは、現時点で c V J D にはなっていない。しかしながら、感染して潜伏期中と考えられたわけで、そういった感染者数を英国の人口から推定すると、3800 人ぐらいいるのではなかろうかといったことが報告されております。そういう潜在的な感染者数の推測は行っておりません。日本においてももちろんそれは、この評価ではやっておりません。

(パワーポイント 17)

日本において実際に食物連鎖に入り込んだ B S E 感染牛は、合計最大 5 頭と推定しており、今後の発生予測は 2005 ~ 2006 年から最大 60 頭ぐらいといったような数値が出されております。

(パワーポイント 20)

「現在のリスク」は、報告書においては、「現在の B S E 検査及び S R M 除去が適切に実施されていれば、そのほとんどが排除されると推測される」となっております。これは、2001 年に B S E が発生したときから、日本でいわゆる全頭検査、特定危険部位の除去という、人に対する直接的な安全対策を実施したわけです。そして、全頭検査は、要するに、感染した牛を市場に出さないということ。しかしながら、潜伏期中の牛すべてを検査で検出することはできない。そういった牛に関しては、特定危険部位の除去という形で補う。また、特定危険部位の除去は必ずしも完全にできるとは考えられない。その部分は全頭検査で補う。要するに、2 つの対策が相補うということが前提になって、これまで対策が行われてきております。そして、そういったことが適切に実施されていれば、リスクのほと

んどが排除されるだろうと考えたわけです。

(パワーポイント 21)

これは細かく書いてありますが、要するに、BSEは、まず最初は外国から入ってくるものである。肉骨粉もしくは牛を輸入することで入ってくる。そして、それがえさを介して牛に感染をする。肉骨粉を直接与えなくても、交差汚染という形でえさに肉骨粉が入れば、また牛への感染が起こるということで、こういったところが、現在すべて遮断されておりまして。

今度は、と畜場において特定危険部位の除去を行うことと、と畜牛検査、全頭検査ということで、食肉へ行く。この場合に、特定危険部位に交差汚染が起こらない、要するに、脳や脊髄が食肉に混入しないような対策もしっかり行っていくことが求められているわけです。こういったことがしっかり守られることによって、食肉の安全は保たれる。

一方において、農場において牛の個体管理、トレーサビリティ、また死亡牛検査、実際にBSEがどれくらい日本に存在しているかという推定をする。そういったことも間接的にBSE安全対策に貢献することになります。こういう防止対策全体で、日本における食の安全が保たれているということを示しております。

(パワーポイント 22)

「管理措置によるリスクの低減」を評価した結果として、と畜場におけるSRM除去、BSE検査が人へのBSE感染リスクを直接的に低減させることに大きく貢献した。

BSE発生対策は、要するに、牛の中でBSEが広がらない、BSEを根絶させるためのものであって、飼料管理・規制がBSEのリスク低減を保障するものであり、長期的に、また根源的に重要なものである。ただ、日本国内で8・9頭目のBSE牛は、2001年10月の飼料規制後に生まれたものですが、こういったものに関しても、感染源の究明、飼料規制がちゃんと行われているかといったことも、今後重要であろうということになります。

トレーサビリティも、今後の重要な問題。

それから、リスク牛、死亡牛とかBSEが疑われるような牛についての検査を実施していくことで、今後の安全が確保されると判断しております。

(パワーポイント 23)

これは、先ほどもちょっと申し上げましたが、現在のと畜場におけるBSE検査の意義は、やはり感染した牛を食物連鎖から排除することがまず第一義的。間接的には、実際に汚染の程度を把握することにも役立つ。ただ、健康な牛がと畜場に来るわけですから、そ

ういった牛についての検査から、サーベイランス、調査でどれだけ役に立つかということ
はちょっとよくわかりませんが、とにかくそういうサーベイランスの方にもある程度は役
に立っているということになります。

(パワーポイント 24)

これが非常に問題になっているわけですが、「BSE 検査によるリスク低減と検査の限界
検査の限界」。

現在の BSE 検査は、サンプル、延髄の門部は神経がいっぱい集まって神経核というも
のができておりますが、そういったところに大量に異常プリオンたんぱくが蓄積してまい
ります。また、門部は非常にとりやすい場所です。そこで、そのところを調べているわ
けですが、検出限界以上のものが入っていれば確実に陽性と判定できます。ただ、検出限
界以下の潜伏期の BSE 感染牛は陰性と判定されてしまうということで、技術的限界から、
潜伏期間にある BSE 感染牛をすべて摘発、排除できないということになります。

でも、これは別に BSE に限ったものではなくて、微生物感染であれば、すべて一定量
まで病原体がたまらなければ見つかってこないということは常識的なことです。ですから、
科学的に言えば、これは特に BSE だからと改まった表現とは思いません。

(パワーポイント 25)

「BSE 検査によるリスク低減と検査の限界 検出可能な月齢」、これに関しては、今
のところ、断片的事実しかわかっていません。こういったことを目的とした実験はどこで
も行っておりません。したがって、断片的事実が経験的にわかっている。

英国では、感染実験をやってみますと、32 カ月目に病原体が見つかる。そして、
この牛は 35 カ月目に発病しています。同じグループの牛ですが。ということは、発病の 3
カ月前には見つかるだろうというのが、まず英国での 1 つの事実です。

日本では 350 万頭の牛を検査して、9 頭というより、実際には、迅速 BSE 検査で見つ
かったものは 12 頭ということになりますが、そのうち、2 例が若齢のものであった。ただ、
非常に微量であるということで、専門調査会としては、21 カ月以上のものに関しては、現
在の検査法で検出できると判断しました。

一方、「20 ヶ月齢以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難であると考えられる」、
この文言は「たたき台」の中の本文の方にはありましたが、専門調査会で、結論のところ
でこれを削除しております。したがって、本文の方も当然削除されていると思いますが、
結果はどうもそうではなかったということです。とにかく専門調査会としては、20 カ月齢

以下のものを現在の検査で発見することは困難であるとは考えてはおりません。というか、科学的に、どこでならば検出できるかということはいえないだろう。陽性となったものに関してはいえる。そういう考え方です。

英国では、20カ月の発症例があるということで、英国の場合には、先ほどの3カ月という潜伏期を引きますと、17カ月では見つかる可能性があるといっております。ただ、これは日本のBSE対策に当てはまるものではないというのは、英国は高濃度に汚染を起こしていた国であるということでこういう文言が加わったわけで、これは専門調査会で出たかどうか、私は記憶ははっきりしませんが、病原体は、低いレベルであっても、もしもその牛がずっと最後まで感染したまま進行すれば、最終的に蓄積していく病原体の量は最大量にまで達する可能性もあります。ですから、これは確率の問題として日本には当てはまらない。ただし、全くないといえるかということ、わかりません。私は、個人的にはそういうふうに考えております。

(パワーポイント26)

「BSE検査によるリスク低減と検査の限界 検査の展望」、これは現在、いろいろな検査法がヨーロッパからアメリカ、日本などで進行しております。私の知っているだけで、50ぐらいのベンチャーが開発研究を行っております。そういった新しいものが出てくれば、将来は生前検査への応用も可能かもしれない。そういったことによって、と畜場へ感染牛を持ち込む前に摘発・排除して、SRMによる交差汚染によるリスクも排除できるだろうといったことが考えられるということです。こういった研究の推進が望ましい。

20カ月以下の牛に由来するリスクの定量的評価は、果たして可能かどうかわかりませんが、こういった提言も行っております。

(パワーポイント27)

「SRM除去によるリスク低減」ですが、SRMと考えられているところ、実験的にSRMと判断されたところは、現在は食品に用いることは禁止されております。こういったところに、まず99%以上が集中している。これが食物連鎖から排除できれば、人への感染リスクはほとんど低減される。

ただ、それだけで本当に大丈夫かといわれますと、と畜処理において脊髄の残存の可能性、例えば背割りの場合の脊髄の残存の可能性。実際に背割り前に脊髄を吸引して除去することは、日本では、最近調査した結果で、70%ぐらいのところまで普及してきた。2001年の時点では、まだどこもやっておりませんでした。そういったことで、これが完全に行

われるというのはこれからの問題です。

S R Mの組織以外に病原体がないかどうか。これも本当のところはわかりません。これまで英国で行われた実験といたしましても、40頭の牛に経口投与して、1頭から3頭ぐらいを解剖して行って、五十数種類の組織を調べていった限りでは、現在S R Mにされているところ以外では見つかっていないということであって、全くないということはいえない状況です。

(パワーポイント28)

S R M除去が本当に確実にできるのかといいますと、実際に解体時における食品のS R Mによる汚染も排除した上で、初めて確実なS R M除去になるわけですが、先ほど申し上げましたように、背割りの場合の枝肉汚染の懸念も全くないとはいいい切れません。

実際にと畜する場合には、まずスタンガンで気絶をさせて、額にあいた穴からワイヤーを通して脊髄を破壊します。これをピッシングと呼んでおります。これをしないと、牛が運動反射で暴れたりして、作業員が大けがをするおそれがある。そういうピッシングによって、脊髄とか脳の組織が血液を介して、ほかの臓器、例えば食肉にうつるといった報告も、実際にアイルランドなどであります。そこで、EUではピッシングは禁止をしております。

ただ、日本では労働安全の意味から、現在、これはほとんどのところで行われています。厚生労働省は中止するようにという注意を喚起はしておりますが、現実には対応できていない。

それから、気絶をさせる場合に、スタンガンでボルトを撃ち込む。その場合に、それによってやはり神経組織が食肉にまで広がる可能性もあるといった論文が、ことしの5月になって出ております。したがって、S R M除去は、と畜解体における混入まで含めて考えた場合には、すべて確実にを行うのは技術的にはなかなか難しいという事実もだんだん明らかになってきております。

(パワーポイント29)

「管理措置オプションによるリスクの増減」、今までも申し上げましたように、と畜場でのS R M除去とB S E検査が、人のB S E感染リスクを低減させることに大きく貢献した。S R M除去は有効な管理措置で、維持されるべきである。

と畜場でのB S E検査について、検出限界以下の牛を検査対象から外してもV C J Dのリスクを高めることにはならない。これは、いってみれば当たり前のことでして、検出限界以下のものは見つからないわけですから、S R M除

去がちゃんとしっかり続行されれば、このリスクは上がってこないということをいっているわけです。

ただし、この検出限界がどこなのかということに関しては、現時点ではわからない。21カ月齢以上でしたらば、現在の検査法によって検出される可能性があるという結論をしております。

(パワーポイント30)

これからが「結論」でして、まず1つは、今後、人のBSE感染を起こすリスクは、現在のSRM除去及びBSE検査によってほとんどが排除されると推測される。これは全頭検査ですね。SRM除去とBSE検査を続けることでリスクはほとんど排除されるだろうというわけです。

(パワーポイント31)

検出限界以下の牛を検査対象から外しても、SRM除去措置を変更しなければ、vCJDリスクは増加しないと考えられる。これも先ほど申し上げたとおりです。

ただし、検出限界が何カ月齢の牛に相当するのか、現在の知見は断片的である。ここで検出限界がどこであるということは述べておりません。

日本のと畜場のこれまで350万頭検査した結果から、21カ月齢以上の牛でBSEプリオン病原体が確認される可能性がある。これは同じことです。

今後、BSE対策を検討する上で考慮すべきこととしては、まず、若齢の牛では、見つかった病原体の量は極めて少なかった。ですから、多分限界ぎりぎりのところで見つけているのであろう。20カ月齢以下では見つかっていないというこの事実も、考慮すべきであろうと結論で述べております。

(パワーポイント32)

検査法については、今後、もっと検出限界を改善するような研究が進められなければならない。その中で、20カ月以下の牛に由来するリスクの定量的評価をどうやるべきか、検討しなければいけないだろう。

と畜場におけるSRM除去は非常に重要で有効な手段である。ただし、交差汚染の防止、と畜解体の際に脳や脊髄が食肉に交差汚染をすることを防止することがやはり重要であるということで、そういった適正なSRM除去、交差汚染防止の徹底と、その実施状況を定期的に検証し、適正な実施が保証される仕組みをつくるべきであろうということです。

それから、飼料規制の実効性が担保されるよう、行政当局によるチェックが引き続き必

要であって、トレーサビリティの担保及び検証を行うとともに、引き続きリスク牛の検査も実施しなければならないと述べております。

(パワーポイント 33)

「おわりに」は、特に申し上げることもありませんが、私たちは、科学的な立場からリスク評価を行っているわけです。科学的にわかっていることから、どういったことがいえるか。そういったことをこの「中間とりまとめ」で述べたわけです。それが実際に管理にどう生かされるか、その場合には、我々科学者はもちろん加わりますが、今度は消費者とか、生産者とか、いろいろな立場の人が加わって、管理措置に関する決定を行っていくべきだろうと思います。その意味でのリスクコミュニケーションが必要であろうと考えております。

以上で終わらせていただきます。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

今、先生がお使いになりましたスライドは、お手元のと若干異なってございます。申しわけございません。今日、ちょっと間に合いませんでした。ただ、今後すぐ委員会のホームページの名古屋の意見交換会のところを見ていただくと、載せているようにします。また、インターネットをごらんにならない方は、食品安全委員会の先ほどの「食品安全」という季報の裏に電話番号が書いてございますので、こちらに名古屋の資料とっていただければ郵送するように手配をしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、直ちにご議論という方もいらっしゃるでしょうが、ここでちょっと模様がえいたしますので、5分ほど休憩をいただきたいと存じます。今ちょうど2時25分ですが、2時半から意見交換を始めたいと思えますので、それまでにお席にお戻りになるようお願いいたします。では、休憩といたします。

休 憩

(4) 会場参加者との意見交換

司会(西郷) それでは、早速意見交換に入りたいと思えます。

きょうは人数はそれほど多くはないですけれども、それだけ密度の濃い意見交換ができ

ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会場の皆様と意見交換を行っていく壇上の方に上がっていらっしゃる方々のご紹介をいたします。

まず、先ほど開会のごあいさつをいたしました食品安全委員会の寺田委員長でございます。

皆様に向かって右側、食品安全委員会の小泉委員です。

今度は委員長の左になりますが、先ほどご講演をいただきましたプリオン専門調査会の山内先生です。

これからリスク管理といったことがまた問題になるわけでございますけれども、厚生労働省、農林水産省から見えていただいております。

まず、厚生労働省から、松本参事官です。

農林水産省から、濱本飼料安全管理官です。

食品安全委員会事務局、きょう事務局長が参る予定だったのですが、ちょっと都合がございますして、事務局次長の一色でございます。

評価の担当の村上評価課長でございます。

ごあいさつがおくれまして恐縮でございますが、私、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。よろしくお願いいたします。

意見交換はなるべくたっぷり時間をとってと思っておりますが、時間にも制限がございますので効率的に議論を進めたいと思います。先ほどご説明をいただいたのでございますが、「中間とりまとめ」は内容が非常に多岐にわたっておりますので、幾つかに分けて議論したいと思っております。

とはいっても、「中間とりまとめ」は非常にわかりにくいとか難しいといったお話もございましょうし、皆様、このBSE問題についていろんなお考えもあるでしょうし、アメリカとの問題の話も非常にご懸念だといったこともあちこちで伺っております。

なので、最初に、BSE問題全般につきまして、こういうことが心配だとか、こんなことが問題じゃないか、あるいは、なぜこんなとりまとめを今やったのかとか、そういったことでございますけれども、とりまとめの中身というよりは、BSE問題一般についての昨今のことについて、若干ご議論をいただきたいと思います。

その次に、「中間とりまとめ」の内容の議論とさせていただきます。先ほどご説明がありましたように、リスクの評価の点のところ、例えばこれからBSEの牛が何頭ぐらい出

るのかとか、あるいはいわゆる変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病は、我が国ではどのくらい心配なのだろうかとか、そういった評価が一応なされているわけですが、そういった内容について。あるいは、その他もろもろのいろいろな情報の整理の仕方について。

最後に、BSEの管理対策についての「中間とりまとめ」でございますけれども、今後どのような規制とか対策をとっていったらいいのだろうかといったことについて若干の提言がされているわけですが、それについてのご意見。例えば、えさの管理の方法とか、あるいは特定危険部位はどうやってとったらいのかといったようなことでございますけれども、そういったことについてのご意見。あるいは、検査のことですね。検査の何カ月なのかが問題になってございますが、そういったことについてのご議論をしていきたいと思っております。

最後に、時間があればもう一度全体的な議論をしていただいて、締めくくりとさせていただきます。

別に今日ここで何か決めるということではないので、ぜひいろんなことをご発言いただきたいと思っております。もちろんいろんなお立場によってお考えも違うでしょうけれども、自分と違うからといって何だとかいうことでなくて、何でそういうことを相手の方はいつているのだろうかといったことについて、会場内でも、どうしてそういうふうに考えるのかとか、その理由はとかいうのをもしお聞きになりたい点がありますれば、詰めていただければと思っております。

発言される場合は、手を挙げていただくということでお願いします。順番にお指し申し上げます。そうしたら、お名前くらいおっしゃっていただいて、できればお立場もおっしゃっていただいたらと思うのですが、ご発言をお願いします。質問なさる場合は、だれに答えてもらったらいいかといったことについて、もしご希望があれば、その旨もご発言ください。

たくさんの方にご発言いただくという趣旨から、1人当たり2分ぐらいということをお願いしたいと思います。ですので、1分半ぐらいたちましたらちょっと合図をします。きょうは鐘はありますか。(鐘が1つ鳴る)そういう音がしましたらそろそろまとめに入ってください、2分を大分超過しますとチンチンと2回鳴らします。そうしたら、申しわけないですが、そこで打ち切りということにさせていただきます。細かいようですが、議事進行のため、ひとつよろしくご協力をいただきたいと思います。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

まず最初に、BSE問題について基礎的なこととか、その他こんなことはどうなっているんだという点について、ご発言のある方は、どうぞ挙手をお願いします。最初に挙がりました方、どうぞ。

西村 まず最初にお聞きしたいのですが、私、愛知県消費者団体の西村でございます。

今、マスコミ関係で、全頭検査をする必要がないんじゃないかというアメリカの要求が日本に出されている。これは消費者の立場からは重大な問題であって、特に60%を超える輸入食品で支えられている私たちの食品が、そういうことで非常に不安を感じているわけです。ですから、今、その話がどういう現状になっているのか。今後、国、厚労省の方もおられますので、現時点でどういうお考えを持っておられるのか、聞かせていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

司会 ありがとうございます。ほかにどうでしょう。何かこの際言っておきたい。では、そちらの男性の方。

武藤 流通業で吉田ハムと申しまして、武藤と申しますけれども、今、消費者団体の方が言われた発言とちょっとかぶるのですが、現実問題、輸入に絡んで、今全頭検査の範囲で、20カ月、21カ月という年齢のラインで検査をするとかしないというお話が出ています。現在は全頭検査を前提にして食肉が日本で流通しているのですが、もしそういうことになりますと、やらない牛が出てくるという場合に、2種類のものが流通するという形ができてしまうのです。もしそうなった場合、恐らく我々卸業界のラインまでは普通に来ると思いますが、我々卸業界から今度末端さんへ行くときに、何らかの差別が起きる可能性があるんですね。検査していない牛はうちは要らないとか、全部検査している牛しか扱わないとかという事態が起こる可能性があると思うんですけれども、こういった事態を想定したときに、どうされるんでしょうかということをお伺いしたいんです。

司会 ありがとうございます。その他、まだお手が挙がっていたと思いますが、どうぞ。

滝本 BSE市民ネットワーク京都の滝本です。

私、前回の大阪でも出ささせていただきました、主婦だものですから、本当に専門的な言葉がなかなか理解できなくて、これで4回目なんですけれども、とにかく勉強することしかないと思って、私はあちこち出させてもらっています。

前回、大阪のときに、この7ページのところですけれども、先ほど山内先生がご説明さ

れた中で、私の見間違いだったかもしれません。画面を見ていましたら、ここにありますが「中間とりまとめ(1)」のところの「効率的に排除されているものと推測。」と文章ではなっていますが、画面ではたしか「効率的に排除されていると推測。」と書かれていて、あれっ前回と違うと思って、ちょっと気になったんです。

それはなぜかといいますと、金子先生は、この部分にとってもこだわってまして、「効率的に排除されていると推測」という言葉と、「いるものと推測する」の違いは大きいという解説があったんです。その点を、私の誤解かどうか、山内先生、ご説明いただきたいと思います。

司会 その他ございますでしょうか。

男性A 私、牛だけではないんですが、畜肉関係の原料を使いまして調味料を製造している会社のものですが、うちの先からの依頼という形で、特にビーフに関しまして、今BSE対策として一番重要であるとされているSRMの除去を完全にされているかどうかということについて、公共機関のお墨つきというものはいただけないだろうかという問い合わせがかなりあるのです。つまり、除去はしているというと畜場の証明書等、また、うちの方から、うちの原料は安全であるという証明書、そういったものを出すことはできるのですが、それが国の機関によって、間違いのないものであるといった公的機関のお墨つきがないと、いまいち確信というかそういったものが持てないというようなことがありまして、ビーフの原料の使用に関してまだ躊躇しているような状況があるのです。国というかそういう機関として、ここの原料は間違いなく安全であるといったお墨つきをいただくことができるのかどうか、今後、どういった方向で考えているのかを、厚生労働省、農林水産省の方にちょっとお伺いしたいと思います。

司会 ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

小森 私、名古屋の財団法人食肉公社の小森と申します。

まず1点は、過去のBSE検査、全頭検査に入られたときの、実は先ほども先生がいわれましたように、検出限界があるということがありましたね。これの最初に、唐木先生も1つ言っておみえになるんですけども、いわゆる検出限界というものを消費者の方にしっかりお話しにならずに、検査をしたものが陰性か陽性かということの説明をなさらずに来たということですね。この辺に問題が1つあります。私は、多分消費者の方は、陰性のもは量的にゼロだという理解をされていたんじゃないかなという気がします。

もう1点ですが、今、山内先生のお話の中で、SRMの除去のリスク問題がございませ

たね。これは1つには、私も感じておりますのは、と畜場の段階でSRMの完全除去がどういう形でなされているのか。これをどなたが検証されているのか。あるいは、背根神経節の除去がございますね。これについて、どういう形で背根神経節が完全に除去されているのか、どこがこれを検証しているのかということをお聞きしたい。

もう1点、現在のと畜場法の中で、施設基準が過去ずっと明治のときから、ほとんど改正されずに、あるいは昭和25年に食品衛生法が改正されましたが、これについても、と畜場法の中でも施設基準が改正されずに来ております。今度のO157のときには一部改正がございました。これは細菌でございますので、熱をかければ除去できます。そういう中で改正されてきましたが、今回のBSEの問題については、熱をかけても除去できません。そういう意味で、私は、と畜場の施設基準を改正しないと、今のままでいったらSRMの完全除去が本当にできるのかどうかというのが難しいだろうと思います。そんなことも含めて、厚生労働省あるいは農水省の方、どんなご見解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

司会 ありがとうございます。管理施策に関するお問い合わせが大分多かったようでございますので、検査とかSRM除去につきましては、そこでまとめて議論をしていただければと思います。

ただ、アメリカとの関係で報道はどうなっているか。全頭検査は必要ないというふうなことをアメリカが要求してきているようだけれどもという最初の方のご質問もございました。要するに、今後のプロセスとか、あるいはどうなっているのかということが多分不安だということだと思いますが、では、まず食品委員会事務局の一色次長から、大体どういうスケジュールか、アメリカとの交渉について、松本参事官の方から若干ご説明いただけますでしょうか。

一色事務局次長 事務局次長をしております一色でございます。よろしくお願いたします。

この「資料1」の2ページ目の上を見ていただきますと、これまでに食品安全委員会のプリオン専門調査会で取り組んできました事項が書いてあります。

よく私どもが説明して誤解されているなと感じておりますのは、プリオン専門調査会の議論は、まず国内対策はプリオン専門調査会の委員の先生方が自発的に、やはりこれは議論すべきだということで、昨年8月に1回目に集まって、そこで議論しましょうということで始まりました。その後、農林水産省、厚生労働省の方から、10月17日のアルカリ処理

をした液状の肉骨粉等の問題、背根神経節の問題の諮問がありましたので、若干途絶えておりましたけれども、BSEの国内対策の検証は、昨年8月から自主的にプリオン専門調査会でお話をされてきたということでございます。

約1年たちまして、やはりこらでいわゆる現状報告書をきちんとまとめるべきであろうということで、7月ぐらいからとりまとめを行ったということでございます。そして、これは自主的にまとめたものでございますので、参考にしてほしいということで皆様方、厚生労働省、農林水産省の方にお渡しして、リスクコミュニケーション、皆さんに説明をしているというところでございます。

今後の問題につきましては、国内の管理措置をどうするかというところを、厚生労働省なり農林水産省の方に検討していただくことになると思います。

アメリカの問題につきましては、当食品安全委員会は担当ではございませんので、もし担当の農林水産省、厚生労働省の方から何らかの働きかけがございましたら、それに対して対応していくことになる。その可能性はございますけれども、現在のところ、国内問題についてきちんと議論を続けていくことを考えているところでございます。

以上でございます。

松本参事官 新聞等で、日米の首脳会議が報道され、米国からの牛肉の輸入再開がどうかということでご懸念のようでございますけれども、まず食品安全委員会で今回評価いただきましたのは、平成13年10月18日からやってきましたほぼ3年になるわが国のBSE対策がどうであったかということの評価いただいたわけです。

それについて、リスク管理官庁といたしまして、厚生労働省、農林水産省といたしましては、9月9日の安全委員会から通知されましたその報告書を受けて、今その対策をどのようにすべきかということを検討し、先々週から開いておりますリスクコミュニケーションでも、いろんな関係者の意見を聞きながら、今検討している。まずは、今までやってきた日本国内のBSE対策をどのようにするかということをきちっと固める。固まったところで、食品安全委員会に諮問することになります。食品安全委員会で検討いただいて、いろいろ注文もつくかと思えますけれども、答申をいただいたところで、国内対策のいろんな手続をする。手続するときにも、パブリックコメントを求めたりということやってまいります。

国内の対策がきちとしたところで、初めてアメリカと牛肉輸入再開についての具体的な交渉に入ることになります。米国産牛肉の輸入再開につきましては、我が国と同

等の安全性が確保されていることが前提と考えております。そういうことで、米国側から、この条件を満たすような具体的な措置についての提案があった場合には、食品安全委員会に諮問することになると考えております。

ですから、まずは国内対策をどうするかということがきちっとして、その後だということでご理解いただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。アメリカとの話はそういうことということでございますけれども、ご質問になった方、よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、検査の問題につきましては、後ほど検査のところでも議論するといまして、前回の意見交換会のと看言葉が違ふんじゃないかというふうなお話がありましたけれども、それは事務的なことでございますので、私の方から。

私の記憶ですと、「何とかとも」というのは、スライドの中に、きょうのスライドだと「発見することは困難であると考えられる」。山内先生は、そういったことはちょっとおかしいんじゃないかというご説明が、今日ございましたけれども、「困難とも考えられる」というスライドになっておりましたので、そこと記述が違ふんじゃないかというご質問を大分受けて、「とも」というところについてはそういったところだったかと思ひます。

ですから、リスクが下がっているかどうかというところのスライドではなくて、20カ月以下、以下でないということについて、スライドと本文との言葉がちょっと違ふといったご指摘を、前回、大阪で受けて、ご説明申し上げたかと思ひます。

そういうことなんでございますけれども、何かございますか。

滝本 これとも関連しているなと思つたんですけれども、「とも」というところはたしかそうだったのかもしれない。けれども、きょうの画面での説明のところでは、「効率的に排除されているものと推測。」という文章が、画面では「もの」というところが消えていたたので。

金子先生は専門家として、わかっていることはわかっている、公表する。けれども、わからないことについてはいえないんだ。だから、言葉を本当に慎重に使いたいというところを使っていたと思うのです。ここのところでも、「排除されているものと推測。」、「もの」というのと、それがとれて「排除されていると推測する」というのでは、本当にここのところが大きく違ってくるのではないかなと感じたものですから、ちょっとお尋ねしたわけです。

司会 文言の使い方、厳しいご指摘だと思ひのですが、報告書本文のところは「除去が

適切に実施されていれば、そのほとんどが排除されているものと推測される。」と書いてあって、今日のスライドは、「されていると推測」になっていたとのご指摘でしょうか。そこは、どちらが正しいかといったら本文でございますので、つくる方はなるべく簡単にということもありまして、若干簡単にしていることもあるのですけれども、ご指摘は以後気をつけます。本文に合った形にとさせていただきたいと思います。

今ご指摘にありましたように、正確性を維持することと、わかりやすくするために、ある程度言ってしまうということの間には、私ども、いつも思っているのですけれども、難しい面もございまして、非常に難しい議論の中で出てきたことでございますので、字面もそうなのですが、中身はどうなっているんだということについて、どンドンご議論いただければと思います。ご指摘どうもありがとうございました。以後気をつけますので。

あとは、と畜場の話と施設基準だとか検査のお話につきましてはテークノートいたしますので、後ほど施策のところでは議論を進めたいと思います。

それでは、全体の話はここで終わります、先に進めさせていただきます。次に、先ほど申し上げましたように、リスクの評価と申しますか、ここに書いてある科学的な記述、特に、例えば先ほどスライドにも出ましたけれども、山内先生も、この辺の数字については単純にやっただけだからというようなご説明もございましたけれども、例えばイギリスと比較して計算すると、日本での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクは0.1~0.9人ぐらいたろうということの評価したり、あるいは、今後、牛の発生頭数を数十頭程度というようなトピックがあるわけでございます。そのような数字をあえて出しているわけですが、これについて何かご議論ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に意見ございませんでしょうか。手が挙がらなかったからといって、みんなが納得したというふうには思っておりませんけれども、とにかくご疑問が何かあれば。

女性B 消費者です。先ほどのお話の中で、今のところ、見直しを進められている。20カ月以下というのは検出できない。今までできなかったという結果であるわけですね、350万頭、3年間の。けれども、先ほどの山内さんのお話みたいに、まだ検討する上で十分考慮に入れる事実があるわけですね。

ちょっとそれと関係するんですけれども、9月9日の食品安全委員会において審議される予定として、私、コピーなんです、イギリスの実験では10カ月牛での感染が確認されているということが9日に審議される予定と書いてあるのですが、そのところはどうかののでしょうか。専門部会の山内先生、お願いします。

司会 最後のところは、9月9日に10カ月ですか。

女性B 9月9日開催の食品安全委員会第61回において審議される予定の中に、これも「中間とりまとめ」ですね。イギリスの実験で10カ月で感染が確認されているということの内容が出される予定と書いてあるのですけれども、その10カ月というのが出されたのかどうか、その後どうなったのかということを知りたいと思います。

もう1点いいですか。25日の毎日新聞にしか載っていないのですけれども、早々と、生後20カ月以下の牛の検査を除外する方針を正式決定する時期を10月中旬にすることを決めたということが書いてあるのです。これはどういうことですか。まだこれからリスクコミュニケーションを、また10月5日に名古屋でやるといっていますね。ほとんどの消費者は反対しているんですね。なのに、なぜこう早く決定がされる予定なんでしょうか。その辺、お伺いしたいと思います。

司会 ありがとうございます。9月9日の経緯だけちょっと。

一色事務局次長 事務局からまずご説明をいたしますけれども、9月9日は、食品安全委員会の親の本会議が行われた日でございます。そこではプリオン専門調査会でご議論をいただいた結果としてつくられたプリオン専門調査会の「中間とりまとめ」が提出をされたということです。ですから、新たに10カ月で感染が明らかになったとかというようなことは、私たち、聞いたことがありませんし、実際にその委員会で新しい情報が出たということはありません。

もう1つ、毎日新聞の記事ですけれども、新聞情報は新聞記者さんがいろいろな予測記事をお書きになられるので、10月にも政府としての方針が決まるんじゃないかというのは恐らく予測記事だろうと思うのですが、少なくとも今私どもが食品安全委員会として行っておりますのは、日本における牛海綿状脳症対策についての「中間とりまとめ」のリスクコミュニケーションを現在やっているところでございまして、一方で、管理側の厚生労働省さん及び農林水産省さんでは、私ども食品安全委員会からの「中間とりまとめ」の報告を受けて、管理省庁として、やはり国民の皆様とのリスクコミュニケーションを今現在やっている最中だと思うのです。ですから、そういうコンテキストというか進行状況から考えて、ある一定時期に、例えば10月の中旬みたいな確定した日付をもって結論が出るかのように書いてあるのは、新聞記事の方が間違っているということだと思います。

司会 よろしゅうございますでしょうか。先ほども厚生労働省から説明があったとおり、まだ何も決まっていなくて、やっと「中間とりまとめ」がまとまって、各省に見ていただ

いて、管理措置について変える必要があるかないかを検討しているのが今の段階で、ましてや何かを決めたとか、アメリカがどうなったということが決まっているわけでも何でもないということでございます。

今の話に関連してですか。それでは、お話を先に伺いましょうか。どうぞ。それから、そちらも次に。

女性C 消費者です。食品安全委員会のモニターをやっております。神戸の方にも参加させていただきましたが、やはり消費者として非常にわかりにくい、不明な部分が多いんですね。20カ月の線引きが、21カ月と20カ月の間にどれだけの差があるのかとか、そういうところが、神戸のときにも明確なお返事をいただけていなくて、わからないままなんです。それで、21カ月とその前の23カ月、8例目と9例目なんですけれども、そこら辺もどうしてそういう若い牛で出てきたのかという原因みたいなのところも、まだ何も解明されていないのではないかと私たちは思っております。

そういう中で、20カ月という中間報告でわからないということが出されたというんですけれども、やはりマスコミの報道もあるかもしれませんが、消費者はどこを信用していいのか、どういうことを本当という形でとらえていいのかというのも、今非常に不安な状態であります。

高谷 BSE市民ネットワークの高谷といたします。滋賀県から寄せてもらいました。私も、何回かこのリスクコミュニケーションに出させていただきますし、意見陳述もさせていただきます。結局、きょう山内先生のお話を伺ってすっきりしたんですけれども、専門委員会は別に全頭検査を緩和してよろしいとか、緩和したらどうですかということを提言されているのではないということですよ、先生。だから、20カ月までは見つかりませんという事実を述べているだけで、これは客観的な事実ですから。しかし、私たち日本人は、遺伝的にもリスクが非常に高い。そして、最近でも、次々とBSE牛が見つかりているというまさに渦中にある。そういう日本の現状の中で、緩和するというふうなことはとても考えられない。そのことが、私たち消費者を非常に不安に陥れていることなんです。

専門の先生方が、そういうふうに対策を縮小していく方向に提言されたというふうな誤解がありまして、なぜなのか、山内先生、何を考えておられるのかと、私、直接お電話したいぐらい思っております、きょうお話を伺って、本当にすっきりしたんです。科学者の良心として、やっぱり外圧に惑わされたり不透明なことはできない。そのことをはっき

りおっしゃっていただいたと思います。

一方で、私は熊本にも行かせていただきましたが、リスク管理の方が、「中間とりまとめ」を受けたということが、何か20カ月で切っていくようなお話。検査をしなくても、SRM除去を向上させていく。それを完全にすることが本筋であるというふうな松本さんのお話もあったような気がして、質問をさせていただきましたが、それは本末転倒ではないですかということをお話をさせていただきました。その辺が、リスク管理の方の方向としても、どういうふうに「中間とりまとめ」を受けとめられて、どういうふうに思っておられるのかというのをもう一度お聞きしたいです。

司会 ありがとうございます。検査のお話と、と畜場のお話と、今2つあるかと思いますがけれども、順番でございますので、最初に、これは管理のお話かもしれませんが、と畜場のSRM除去が完全にされているかいないかについて、政府で認証みたいなものはできないものかというふうなお話とか、あるいは、と畜場の施設管理基準を変えないのかとか、と畜場におけるSRMの除去の状況は、だれがどのように検証しているのか、あるいはすべきなのかといったようなと畜場の管理につきましてのご質問というか要望というかが出ておりますので、この辺につきまして、厚生労働省の松本参事官、よろしくお願いたします。

松本参事官 まず、除去している等の安全証明書が出せないかということですが、これは当然特定危険部位を除去したものと畜場から出すということで、また、BSE等が陽性であったものについては焼却処分として、と畜場から一切出さないということでもありますので、あえてそういう証明書を出せないかということについては、もうそういう処理をやっているということをご理解いただきたい。一言でいうと、そういう証明は出す予定はないということでもあります。

SRMの除去の確認はどうしているかということですが、皆様のお手元の資料の中に、「国産牛肉のBSE対策」という、特段資料ナンバーが入っておりませんが、それをちょっと見ていただきたいと思います。

その3ページのところ、右下にスライドナンバー5とありますが、現在、牛肉を食肉処理していると畜場が全国で161ございます。食肉衛生検査所が115機関。と畜検査員は獣医師の資格を持った公務員であります、2152名の方がと畜場できちっと検査をしているということでもあります。

2枚めくっていただきまして、6ページ、7ページを見ていただきたいと思います。特

にいろんな作業を写真で出しておりますけれども、脊髓の吸引除去、あとは背割り等々して、これらの特定危険部位の処理に当たっては、と畜場のと畜検査員の確認を受けている。

行ったり来たりして恐縮ですが、5ページのスライド番号10「SRM除去の現状」を見ていただきたいと思います。上の方の四角で囲ったところで、特定危険部位につきましては専用の容器に保管し、機械器具等の洗浄・消毒をやる。処理に当たっては、と畜検査員による確認を受けるといこともございますし、背割りをやった後、特定危険部位が枝肉についたのではないかということにつきましては、高圧洗浄いたしますけれども、洗浄後に枝肉に脊髓片が付着していないかどうか、次の7ページ、「SRM除去(3)」の左の図にありますけれども、このところで検査しているのはと畜場のと畜検査員、公務員であります。こういう方がたまにいるのではなくて、その作業現場にいて確認しているということでもあります。

しかし、報告書にありますように、徹底がまだ十分ではないということ、あるいは確認検査が必要だということがございましたので、8ページの上の「SRM除去に関する検証結果2」というところではありますが、報告としては、「引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべき」という指摘があります。これにつきまして、と畜検査員が常駐して検査しておるということで申し上げましたけれども、さらに、と畜場におけるSRM除去の状況につきましては、定期的に調査をし、検証したいと考えております。また、枝肉等のところに汚染がないかどうか目視確認しておりますけれども、さらに詳しくできないかということにつきましては、枝肉等の汚染防止措置をどのように評価するかという評価方法につきまして、今研究開発を進めておる、このような形でやっておるというところでございます。

と畜場の施設基準の話がありました。貴重なご意見として承っておりますが、このBSE対策につきましては、基準を直すべきところはそうでありますけれども、実質的な効果が上がることが先だということで、設備あるいは器具等の購入等につきましては補助をし、そちらの方で助成をして、より適切な管理がやっていける方向に持っていったというところで進めているというところであります。

以上であります。

司会 ありがとうございます。と畜場関係でご質問になった方、おふた方いらっしゃいましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。何かあれば。

小森 今、厚生労働省の方からお話でしたが、山内先生がおっしゃいましたピッシングの問題が一番問題。脊髄については吸引等の措置がございますので、ある程度確実にSRMがとれると思っています。ただし、ピッシング等の問題につきましては、労働安全衛生だとかそういうことの関係で、まだまだピッシング等をやっておみえになるところがあると思いますが、ヨーロッパ等では完全に禁止をしております。これは1つは施設の問題だと思うのです。きちんとした施設ができれば、ピッシングをやらなくてもできると思います。これはヨーロッパがやっているの、日本がやれないということはありません。だから、それは施設の問題であって、厚労省が施設の改善を積極的に指導すれば、ピッシング等については、労働安全衛生の問題も含めて解決できると思いますが、この点についてはどうでしょうか。

司会 どうもありがとうございました。もうおひと方、先ほどご質問になった方。

男性A たびたび申しわけありません。今、厚労省の方からのご回答をいただいて、ちょっと逆にわからないのですが、と場において2152名の方が常に見て検査をされている。ちゃんとしているから大丈夫だというのであれば、なぜそういったものが出ないのかというのが不思議なのです。現段階ではまだ完全ではない、100%ではないから出すわけにはいかないということであればわかるのですが、ちゃんとやっている、ちゃんとやっているでは、消費者及び業界関係者等も安心というか、商売につながることでありますから、やはりお墨つきというものはいただきたいというのが必ずあると思うのです。ちゃんとやっているから出す必要はないというのは、逆にちょっとおかしいと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

司会 ピッシングの件と今の件、よろしく申し上げます。

松本参事官 まず、ピッシングの件ですが、ピッシングにつきましては、確かにご指摘のとおり、161、牛の食肉処理をやっているところのうち、約3割がやめました。ただ、残り7割がやっているというのは事実です。

ただ、ピッシングにつきましては、現実的な問題を申し上げますと、設備構造等の問題、あるいは、放血するときに付随運動を起こして、刃物を持った作業員のけががある。その労働衛生上の問題もあるので、なかなかすぐには中止できないということがあります。3年前の段階では、ほとんどのところがピッシングをやっていたのを、3割のところはやめました。これはいろんな工夫をされたと思いますので、その設備、規模も違いますけれども、ちゃんとやめたところはどのような工夫をしてやめたのかという事例を集めて、残りの

7割のところにお示して、できるだけ早くピッシングをやめるよう指導していきたいと思っております。

安全であるかどうかということについては、少なくとも現行のできるところできちっと処理されているものを出すということをしておりますので、それだけのことだということでもあります。

司会 山内先生、何かありますか。

山内 ピッシングのことについてちょっとつけ加えますが、アメリカにBSE協議のために行って、と畜場を見てまいりました。アメリカは、ピッシングはやっておりません。これはBSE対策ではなくて、20～30年前に人道的と畜法という法律に基づいてやめているのです。そこを見ますと非常にうまい方法をしていて、余り大きな施設改造をしなくてもできそうだったような印象を受けて、それは厚生労働省の課長さんもごらんになっていますし、この点は、我々のプリオン専門調査会でも発言がありました。したがって、私は、改善することは可能であろうと思います。恐らくヨーロッパの場合も、似たような形でのピッシング中止をしているんじゃないかなと考えております。

司会 ありがとうございます。ピッシングの件、次に進めましてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、あと検査の話がたくさんございますので、今までいただいている意見をちょっと整理いたしますと、まず、ちょっと先の話なのですが、仮に20カ月が何かで検査の限界があるということで、検査をするとかしないという下限を引いちゃうと、市場に未検査のものも流通してしまうと、混乱が起こるのではないかと。それについてどう考えているとか、今の全頭検査をするときにどういう説明をしたのか。要するに、全頭検査していれば安全だみたいなことを言ったんじゃないかというふうなことだと思います。もう1つは、21カ月、23カ月の原因究明がなかなか進んでいない点がおかしいとか、何で「中間とりまとめ」から20カ月という線を引いたような報道ばかり出るんだろうかという、いわゆる月齢の線引きと申しますか、検査の検出限界について、実際問題、プリオン専門調査会ではどういうことを議論されたのだろうかといった点だったと思います。あとは、外圧で調査会をやっているのではないということをはっきりしたというご感想をいただいたのです。

順番に、まず、先の話ですけれども、もしかして管理措置が変わったとしたらダブルで流通してしまうことについてどんな見解をお持ちか。それから、導入時にはどのような考えで全頭検査を導入されたのかにつきまして、松本参事官、よろしくお願いいたします。

松本参事官 まず、3年前の話であります、3年前の今ごろ、我が国で最初のBSE牛が出たということで大変な混乱の極みで、スーパーマーケットあるいは名古屋で松坂屋の地下の精肉売り場もそうだと思いますけれども、牛肉売り場は閑散としておった。焼き肉屋はがらがらであったということだったと思いますし、少なくとも東京ではそういう状況がありました。

そういう中で、混乱をいかに鎮めるかということが大事だろうということで、まず1つは、そのとき検査をやるのはヨーロッパ並みに30月齢のところであればいいのではないかと、それが国際標準であり、OIEというところでもそういっているからということで議論はされましたが、その時点では、我が国の牛の戸籍がなくて、牛をつかまえて、これが30月齢かどうかよくわからなかったというのが1つあります。それと、検査済みのものとそうでないものが市中に出回ったときに、やはり混乱を来すだろうということで、科学的ではない部分もあるけれども、まずはそういう混乱を收拾するというので全頭検査をやるということで、平成13年10月18日からやり始めたのが事実です。

その始める前にだったか、後だったか、正確な日付は忘れましたが、「皆さん方がお食べになる国産牛肉は全頭検査をやっています。特定危険部位は除去してあります」等々があって、「安全です。安心して食べてください」という政府広報を出したのは事実です。そのトップに全頭検査というのが書いてあったのは、厳然とした事実です。確かにおっしゃるように、検査の検出限界等があるのは、当時わかっておったということはありませんけれども、その当時の措置として、混乱の收拾ということが最優先であったということで全頭検査に踏み切ったというのが、そのときの状況です。

そういう状況でありましたので、2年半たち、このような対策でよろしいのかどうかということで食品安全委員会の方で評価をいただいて、その評価の結果が9月の9日にまとまって、報告を通知されたという状況でございます。

ですから、お答えとしてはそういう状況で、全頭検査をやり始めのときにもう少しちゃんと説明すべきではなかったかというのは、それは確かにそういうことであつたかもしれませんが、当時の混乱を收拾するという点から、そういう対策をとらざるを得なかったという状況であつたということでもあります。

今後の話、検査対象月齢をどうするかということにつきましては、食品安全委員会の報告を尊重しつつ、今検討しているところでありますけれども、少なくとも食品の安全につきましては、科学的合理性に基づいた政策を進める必要があると考えております。

ただ、食品の安全につきましてはきちっとやりますけれども、消費者の安心ということになりますと、食品の安全を前提として、消費者の方にいろいろご理解をいただくために、安全性の確保を前提として、信頼感を醸成することが、何よりも重要だということで考えておりました。先週も4回、東京、神戸、札幌、熊本でやりましたし、今週の水曜日に金沢、木曜日に仙台、来週火曜日にこちら名古屋の方で、農林水産省と一緒にリスクコミュニケーションを行うこととしております。そういうことを通じまして、消費者の皆様方のご理解を十分いただくように努めていきたいと考えております。

司会 ありがとうございます。先生、ございますか。それではお願いします。

山内 導入時のことについて、もう少しつけ加えさせていただきます。

10月18日に全頭検査となったわけですが、9月27日には特定危険部位除去が実施されておりました。私たちは、それを非常に重要だと考えていたわけですが、報道がほとんどされないのです。全頭検査が始まった時点で、安全宣言などというのが新聞全面を使って大々的に発表されるとか、全頭検査をやれば安全ですというムードが日本じゅうに広がってしまったわけです。私たちは、全頭検査プラス特定危険部位除去、この両方が重要であると初めからわかっていたし、そのことを常に強調しようとするのですが、取り上げてもらえなかったということです。ですから、講演会では必ずいっていました。

日本における特定危険部位除去の場合に、ピッシングの問題とか脊柱の問題、こういったものも初めからわかっていたわけです。けれども、その点に関しては、現実には対応できないということも理解していますから、これは全頭検査でカバーしているのであると、質問があればそう答えているのですが、そういう質問も来ない。それくらい全頭検査神話が行き渡ってしまった。ですから、この辺はやはりマスコミ報道の問題、行政の方の問題もいろいろあったのかもしれませんが、いろんなそういう背景があって起こってきたもので、今やっと正しい対策というか対策の実態、対策はどうあるべきか、皆様がだんだん理解を深めていただけてきているときだろうと思っています。

司会 ありがとうございます。ご質問の方、よろしゅうございましょうか。

小森 今、厚生労働省の松本さんがいわれること、山内先生がいわれること、確かに当初の風評被害を抑えるには、全頭検査は1つの大きな力を持っていたのではないかと思います。ただし、その中で、私も先ほどいいましたように、消費者の皆さんが考えられたのが、ゼロリスクをとられたと思います。多分あのときには、黒か白か。全頭検査を通ったものは白だ。リスクが全然ない、全く白だというような理解をされた。その結果が、今こ

ここでやっぱりリスク理論になってきたのだらうと思います。ゼロリスクというのは確かに理想的ではございます。ただし、ゼロリスクというのは非常に危険も伴う、膨大な費用も伴うものでございますので、そういう意味で、このリスクコミュニケーションをしっかりとさせていただいて、どこのあたりでリスクに対応するのか、あるいは競合していくのかということ、消費者、あるいは私ども全国民を通じて、今後とも理解を深めるようにしていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

武藤 先ほど質問した件に関して、松本さんの方から、正直申し上げて全然答えにならない形での答えしかいただけなかったと思うのですけれども、要は、今後も、月齢で線引きをするような形をするのかしないのかという点については、何も述べられなかったと思うのです。そこら辺のご意見が本当は聞きたいのです。今後も役所としては、そういう方向は一切しないのか。それとも、やっぱり何らかの形で、どこかで引くのかというのが、我々、一番何とかお答えをいただきたい点なのです。

高谷 私も熊本でお聞きしたのは、なぜ全頭検査を続ければリスクがふえるのですか。だから、どこかで線引きをしよう。どこかというより20カ月とかなりはっきりおっしゃっているように思います。だから、SRMを除去する。これをどんどん厳しく、完全に近づけていただきたいというのは、私たちはそう望んでいるわけですが、それをすれば、どこかで検査はしなくてもいいということにはならないのではないか。専門委員会の先生方がそういうふうな答申をされたのではないと私たちはお聞きしています。

それを管理側がまとめの中で、緩和してもいい、どこで緩和しましょうか、この辺でどうですかというふうな形で消費者にリスクコミュニケーションをしておられるような、しかも、コミュニケートというよりは、まとめの段階では周知徹底というふうに受けとめられるので、私たちは非常に不安の中にあるのです。アメリカの輸入と関係ないと何回もおっしゃいますけれども、それでは、厚生労働省として、本当に報道機関にそれをきちんと言明していただきたい。そうすると、今の混乱が落ちつくのです。私たちは自衛手段としては買い控えしかありません。そうしなければいけないのかどうかと迷っている段階です。

司会 では、厚生労働省お願いいたします。

松本参事官 検査月齢をどうするかという話ですが、9月9日に安全委員会からこの専門調査会の報告書を通知いただきまして、我々としても、一生懸命読んで考えているところです。厚生労働省としては、SRM除去の徹底と検査月齢をどうするかと

ということが大きなところだとありますし、これにつきましては、先週から開き始めましたリスクコミュニケーションでいろんな方のご意見を聞きながら、今検討をしておるところでございます。決めたのかといわれると、まだ検討中というところが正しいお答えになります。

BSEに限らず、少なくとも食品安全の取り組みといたしましては、国際的な方向としては、日本も国際的な流れに乗ってやっているわけですけれども、リスク分析という方法でやろう。リスクはゼロはない。できるだけリスクを減らす方向でやる。そのためのリスク管理、かつ、それが適切にやられておるかどうか、ほかにもっとやるべきことがないかということの評価していただく。当然その政策決定の過程を透明化するということで、こういうリスクコミュニケーションをやっていくということが、大きな進め方の1つでありまして、政策決定の透明性ということも大きな役割であります。

このBSEにつきましては、そのリスクを減らすためにどうするかということで、1つは川上の対策としては、きれいな牛、BSEの感染牛をつくらないということについての飼料規制、これは農林水産省のお話ですけれども、それをやると同時に、適切な検査をきちっとやることと、SRM(特定危険部位)の除去、その3つの安全ネットを組み合わせることでやっていく。今後、いろいろ施策を見直すに当たっては、当然リスクがふえないように、リスクを減らすような方向で進めていくということでやっていくということが大前提でございます。

先ほど黄緑色のご婦人の方が、私が検査をしなくてもいいというようなことをいったとおっしゃっていますが、私は決してそんなことは言っておりませんで、飼料規制、検査と特定危険部位の除去という3つの組み合わせで、どれか1つでリスクを完全に減らせるというものではありません。それぞれの役割がありますので、また、それぞれの寄与度も違います。リスクを下げることにどれくらい貢献しているかというところも違ってまいります。また、カバーする部分も違いますので、どれか1つというわけではなくて、3枚の安全ネットを組み合わせ、今以上にリスクを減らしていくということで進めているということでもあります。

司会 どうもありがとうございました。管理官庁の方では検討中ということでございます。よろしゅうございましょうか。

まだお答えしていないというか、この関連になるのでございますけれども、線引きのもとになっている21カ月、23カ月がどうして出てきたのかという原因だとか、それはどの

程度かとか、そのことと20カ月はどういう関係にあるのかという点が、一番わかりにくいところだと思います。では、まず21カ月、23カ月の原因の話について、どこまでわかっているかにつきまして、農水省の濱本さん、よろしゅうございますでしょうか。

濱本飼料安全管理官 21カ月と23カ月が、比較的若齢で発生しているということになっているわけです。これにつきましては、現在いろんな点で原因究明を続けているところです。農林水産省の方のプリオン病小委員会の方で、6月でしたか、これについて原因究明を検討していただきました。この21、23というのは、飼料規制が始まったちょうどそのころに生まれた、もしくはその前後ということになっておりまして、原因については、もちろん肉骨粉等は直接給与されたことはないということですから、交差汚染といったところが疑われるということで、今回の「中間とりまとめ」にもそういったところで取り上げられておるわけです。

21、23につきましては、基本的にアリの一穴という表現をよく使いますけれども、飼料規制で万全を期してきても、まだ何か漏れがあるのではないかと。そういうような観点から、「中間とりまとめ」でも、飼料規制の強化というところにつながっておるわけです。

今回、5日にもリスク管理官庁の方からリスクコミュニケーションをやらせていただくことにしております。ちょうどきょうも「BSE根絶のための飼料規制について」という資料がついてございますけれども、それについて実際にどのような管理をするかという詳細は5日に説明させていただいて、皆様からまたご意見をいただきたいと思っておるわけでございます。

リスク管理官庁といたしましては、この「中間とりまとめ」の内容を尊重いたしまして、5日にも行いますコミュニケーションの結果等を参考にいたしまして、何カ月みたいなことを検討していくということになるかと思っております。

司会 ありがとうございます。どうぞ。

松本参事官 先ほどこちらの前のご婦人の方が、国内対策とアメリカの輸入牛肉は別だということ、厚生労働省なりははっきりいえということで、これはずっといい続けているのでありますけれども、マスコミの方がなかなか書いていただけないという状況であります。

司会 ありがとうございます。あと、報道等とかがよくわからないので、どこを信用していいかわからないというコメントもございました。については、報道ぶりにつきまして何かコメントが委員会側からあれば、寺田委員長、いかがでございましょうか。この件に

ついでのいろいろな報道ぶりについてでございますけれども。

寺田委員長 難しい問題。やはり報道はいろんな記者の見方がございまして、いろんなご意見を新聞などで発表されまして、国民に大変関心を持っていただくという意味では、それはそれなりにいいと思いますのです。ただ、推測が随分入っているところがあるというような感じはしております。けれども、今度は全然逆の立場で、何もなかったら、消費者の人とか国民は、何が起きているか全然わからない。それでも報道はしてくれた方がありがたいと僕は思いますし、この場合はこれが違うんだ、例えば今ここに出ました「中間とりまとめ」は、「日本における」というところが1つのキーポイントでありまして、それを評価している。

先ほどの説明がございましてけれども、これを見られて、管理の行政機関であります厚生労働省、農林水産省、あるいは大きくいいますと財務省から全部含めたところで、じゃ、どういう方向でいいんだろうとかいうことで、私どものところへ今度は諮問が来ると思っています。日本の中の、例えば全頭検査をやめるとかそういうことになりましたと、法律を変えなくてはいいけませんので、諮問事項として食品安全委員会に諮問が来て、それをまた専門家の先生方に議論していただいて、答申を出す。変わるとすれば、そこで初めて日本の方は変わる。

アメリカの方は、必ずしも諮問事項ではございませんから、厚生労働省が危ないと思って食品衛生法でストップした。これをあけるのは、必ずしも私どもへ聞く必要はまずないわけですが、多分聞かれると思います。交渉をされてございまして、私どものところは、日米のことにしましてはオブザーバーという形で出てございまして、管理官庁である農林水産省と厚生労働省がアメリカとの間でいろいろやっている。もちろんこれは大事な問題でございますので、向こうの状態はどういうことであるかということ、できるだけ範囲内で情報は集めておるといふ段階で、将来、この話とは別個に、万が一アメリカのこういう条件で窓をあけるのはいかなものかという諮問が来たときには、きちっと答申が出せるように、あるいは条件をつけるならつける、その内容によるということになるのが、現在のプロセデュアです。

ただ、先ほどのご質問にありましたマスメディアは先走りしたり、僕らはもともと学者ですから、大変気が弱くて、いろんなところで、食品安全委員会は一体何をやっているんだとかいわれると、おろおろとなったりするところすらあるのです。ところが、社説なんかでも、まあ、よくやっているじゃないかといわれると大変元気が出たりしてございますけれども、

ども、私どもの守備範囲内はとにかく越えないようにしています。

かつてのBSEの対策というのは、管理という物すごく大きな政策上の決定のところにあった。科学という客観的なものを大切にして、科学という共通の言葉で世界の人たちとも話ができるように、今の段階では、そういう客観的なことを出して、管理の方はそれを見て、あるいは国民感情とかいろんなことを全部含めて、管理体制をこういうふうに変えた方がいいかということをお決めになる。

もちろん、こっちがそこまで踏み込んでやれというような話もございますが、今の段階ではそういうことはございませんし、勧告権とかなんとかございますけれども、それは国民の安全が侵されて、明らかに危ないことをやっているというふうな場合はそうですけれども、今のところ、そういう状態は起きていませんし、起きる段階でもございませんし、そういうことはやらないということであります。

司会 ありがとうございます。

先ほどから手が拳がっていましたそちら。では、前から順番にということ。

女性D 今の続きですけれども、やっぱり火のないところに煙は立たないといわれます。今回、私たちが心配しているのは、決してマスコミに書かれているからウのみにして心配しているわけではなくて、当然アメリカからの外圧があって、小泉さんの様子なんかを見ている、政治的な綱引きでいつひっくり返るかもわからないという状況があるから、心配しているということがあるわけです。決してマスコミのせいではないと思います。マスコミもそういうことを察知して書いているわけです。

しかも、先ほどの農林水産省の方々の発言なんかを聞いていても、全頭検査が当時の混乱をおさめるためにされた政治的な解決法であったというようにいわれ方をされている。そうではなくて、私は、むしろ全頭検査の方が科学的だと胸を張るべきではないかなと思います。先ほど山内先生もおっしゃったように、検出限界はあくまでプリオンの蓄積量であって、月齢ではないわけです。24カ月以上とか30カ月以上とか、各国によっては基準がありますけれども、この月齢で切ること自体の方がむしろ政治的であって、科学的ではないわけです。というのは、微量でも摂取すれば発症するということがあるわけです。いろいろな原因だとか、感染だとか、全くわかっていない病気なわけですから、これはむしろ全頭検査の方がより科学的な対策であって、月齢で切ることは科学的ではないと思います。

これの中で、リスク評価等も行われておりますけれども、リスク評価というのを、きよ

う金子先生がおられたら詳しく聞けたらと思って来たのです。きょういらっしやらないので詳しく聞けませんけれども、リスク評価といわれる数字なんかを見ている、リスク論というと何か科学的なように聞こえますけれども、大変楽観論にすぎないのではないかと。

というのは、先ほどから日本で発生したBSEの牛は13頭といわれていますけれども、実際には、全頭検査が始まってから死亡牛の検査が随分おくれたこと、それと24カ月以上の死亡牛の検査であって、それ以下の検査は行われていないわけです。その中で、死亡牛の検査がおくれたことによって、日本のBSEの発生を検査することができなかったという事態があるので、決して13頭ではないと思うのです。もっと多くの牛が、むしろ闇に葬られてしまった。そのことを全然考慮せずにリスク評価といわれても、やっぱり私たちはとても信頼できないかなと思います。

それと20カ月が検出された例がないのは当たり前で、ヨーロッパでも世界的にも、24カ月以上とか30カ月以上とか、そういう牛しか検査されていないわけですから、20カ月齢以下の牛が発見されていないのは当たり前のことです。20カ月以下は発見されていないから安全の基準には全くなならないわけで、むしろ非科学的なことをおっしゃっているかなと思います。

司会 ありがとうございます。次の方、お願いします。

女性E 愛知県に住む主婦なんですけれども、職業は主婦です。

飼料のことについてちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほどマスメディアの話が出ました。主婦の立場としては知りようがないというか、アメリカの報道でも、これは政府が知っているわけではないといっていたら私どもはわかりますけれども、新聞とか報道機関でしか情報を得るすべが限られておりますので。今まで報道なんかでずっといろいろあるんです。それは過大報道されたこともありますけれども、本当に身の回りの安全とか安心の部分では、本当に大事なことが決まってからしか、私たちのところには届いてこないのです。ですから、報道が先走るとか、そういう面もありますでしょうけれども、全く違った方向は向いていないと思っています。

飼料の件なのですけれども、「BSE根絶のための飼料規制について」という資料がございます。その3ページに「飼料原料の規制状況」について書いてあります。交差汚染防止のために、今まで豚とか鳥とか規制されていたわけですね。それが近々解禁とかいう報道もあるんです。牛はだめだけれども、豚とか鳥に関してはオーケーですよという報道が一部あるんですけれども、交差汚染防止のきちんとした処置が行われて、その上でいっ

ていることなのか。その報道自体が間違っているのか。食べる方に関しては、今までそういう飼料がなくても何ら変わりはないと思うんですけども、どこからそういう要望があって、それともそういう安心宣言ですか、そういうところをちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いたします。

ウスイ 岐阜県的生活衛生課のウスイと申します。

私どもの県は、現在の状況の中で見直しが行われた場合には、県独自でもやっていますというようなことを表明しているわけです。もともと食品安全委員会の科学的な評価は尊重すべきだというふうにも思っておりますし、尊重していきたいということなんですが、まだまだ消費者の方々に不安が大きい。例えば食品安全委員会のモニターの方々の調査結果だけでも、6月にやられた結果があると思いますが、BSEに対して75%ぐらいの方が不安だとおっしゃっている。私ども全頭検査をやりますよといった後で、私どもの県内の県政モニターという方々に、今調査中で全部の集計はできておりませんが、全頭検査についてどう思うかという調査をしておるわけです。半分の方から回答をいただいている段階で、約85%の方々が全頭検査をやるべきだということをおっしゃっている。

まだまだリスクコミュニケーションというか、このことに対する理解が十分ではないのではないだろうか。こういう中で見直しだけ、もちろん見直しだけが先行しているわけではないとは思いますが、もっともっと理解を図る必要があるのではないだろうかと思っております。そのことが、消費者の皆さんだけではなく、先ほどお話のあった流通の方々なり、生産者の方々の心配にもつながっているということがあるのだと思います。

私ども、変な形になるのかもしれませんが、検査をやりながら、そして科学的といいますが、リスクコミュニケーションも一生懸命やりたいと思っております。もっともっとリスクコミュニケーションが必要ではないかということで、ご要望とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。今のところ、検査の話でございますけれども、そのほかのご意見はございますか。例えば逆の考え方でもあれば。では、もうちょっと伺いましょうか。どうぞ。

女性F 私も消費者です。全頭検査の件ですけども、私たちのところでも、皆さんに少し意見を聞いているんですね。食品安全委員会のモニターの検査結果も出ていますけれども、私たちのところで聞いたところでも、やはり全頭検査は続けるべきだ。検査方法に

問題がある、今の検査がすべて 100%いいというのはだれもいっていませんけれども、さらにきちっと精査に努めるべきだし、検査技術を上げるべきだということは、消費者の側からの意見としては、私たちも聞いております。

情報の件なんですけれども、私たちは、確かに今のマスコミの報道の仕方がいいとは思っていませんが、それが果たして全く信じられないことだと思っていないのです。半分ぐらいいはちょっとセンセーショナルな書き方かなという部分は思っていますけれども、なぜそうなるのかというのは、行政側なり食品安全委員会もそうですが、パソコンで情報を流していればいいという問題ではなくて、一消費者の手元にまで信頼できる情報がきちっと届いていないということが大きな原因じゃないかと思うんですね。そこら辺のところをきちっと認識していただきたいんですよ。パソコンで流せばいいというような情報はあり得ないと思うんです。それはほんの一部のことですので。例えばパソコンを見た人が伝えることだって限界がありますので、紙なり、ニュースなり、広報番組のところできちっとやっていたきたいというのが1つあります。

そういう情報が不十分の中で当然出てくることですので、20カ月だ、23カ月だといわれると、先に月齢が出てきちゃうとそこでしか判断ができないもので、全頭検査がなくなるんじゃないかというのが先に出てくるんです。それは当然じゃないかと思うんです。もちろん農水省の方も厚労省の方も、月齢にこだわっているとは思えないんですけれども、全頭検査よりもそちらの方を重視して説明されると、もうなくなるんじゃないか、結論が出たときには、私たちがそれをやめてほしいといってもだめじゃないんだろうかというふうに思えて仕方がないんです。

今検討中なら検討中、全頭検査を前提にするならするということは、そこら辺ははっきりされてもいいんじゃないかと思うんです。検討中というのはわかりますけれども、基準が決まる検討中では困るような気が、ニュアンスとしてはそういうふうに私も受けとめちゃいますけれども、そんなところがあります。

米国の牛肉の輸入の関係でいくと、食品安全委員会が輸入問題を考えるときにはオブザーバーというのは、ちょっと納得いかないんです。食卓の安全をきちっと考えていただかなきゃいけない食品安全委員会がなぜオブザーバーという関係になるんでしょうか。確かに担当する省庁はあると思うんですけれども、そこら辺がちょっと疑問に思いました。

司会 ありがとうございます。もうひとつ、手が挙がっていました。

女性 豊田市から参りました一主婦です。

きょうのこちらの場に出席させていただいて、いろいろお話を聞いていまして、水道水を飲もうと思ったら汚いので、浄水場できれいにしなきゃいけない。薬をたくさん入れよう。何かそんな思いがしてきまして、BSEという確かに今いろんな問題がありますけれども、やはり一番の問題点は、日本の酪農というか畜産のあり方だと思うのです。そちらの方を顧みないで、とりあえずの問題に対処しようという、そんな雰囲気伝わってきて、食品安全委員会はBSEはもちろんなんですけれども、牛に関していうと、もっといろんな問題もたくさんあると思います。今後、BSEの問題が落ちついたとしても、次なるBSEが出てきても不思議ではない状況にあると思いますので、そういうことも含めて問題に当たっていただきたいと思います。

もう1つ不安が募りましたのが、やはりSRMの除去なのです。せっかくこの写真がコピーで載っていますけれども、洗浄後、枝肉に脊髓片が付着していないか確認、早い話が目視ということですね。目で見るということなんですけれども、これは人間のすることですので、やはり問題がかなりあると思うんですが、各国で除去の部分が違うということもありますし、パーセンテージから見ると危険性がかなり残っているので、除去の徹底はもっとしっかりやっていただきたいと思うのです。

先ほどの方のお話もありますけれども、やはり検討中ということで、不安感が本当にたくさん残ります。いい方向に検討中でしたらまだ心配もしないんですが、どうも端々に、いろいろ規制がもっとかかるような感じなので、その辺のところの不信感を拭いていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

司会 ありがとうございます。その他、今のところ、全頭検査を続けるべきだというご意見が多いんですけれども、逆にいうと、先ほどリスクはゼロじゃないというご指摘もございました。どなたか、そうじゃなくて、こういう意見もあるという方がいらっしゃたら。いらっしゃらないですか。

では、最後に1人ご意見を伺って、いろいろ議論しましょう。

土橋 京都から参りましたBSEネットワークの土橋と申します。

私、実は個人的に薬害ヤコブを支える会の方入っております、ご存じのように、薬害ヤコブはドイツのビーブラウン社が出している汚染された硬膜を使うことで起こった病気なんですけれども、本当に悲惨な病気です。谷たか子さんとか林琢己さんとか、そのほかたくさんの方がなくなっておられますけれども、本当に悲惨な病気で、一度かかってしま

ったら死ぬしかないという病気です。それにかかるまでに潜伏期間が8年、10年とかかったということで、本当に大変な病気なので、この後、1人もそういう方を出したくないというふうな思いがすごくしまして、このリスクコミュニケーションの神戸の会場にも出席させていただきました。やっぱりいろんな会場に出席させていただいて、各地域での運動の状況ですとか、本当に1人も出さないためにどうしたらいいのかということをご一緒に考えていただくために、いったら追っかけみたいなことをやらせていただいています。あと絶対に出さないという覚悟で、皆さんに対処していただきたいなと思います。

先ほどからいろいろな、全頭検査を緩和しようとか出ておりますけれども、そういう緩和をするということは、管理が緩んでBSEにかかる、ヤコブ病にかかるリスクが上昇するのではないかと思いますので、ぜひ頑張ってそういうことのないようにやっていただけたらと思います。

もう1つ、こういうふうなリスクコミュニケーションの会をいろんなところでやっております。先ほどから松本さんも、全国いろんなところでやっています、仙台もいきます、あちらもいきますこちらもいきますとおっしゃいます。行っているところは、そうやって名前を挙げていただいたらいいですけども、行っていないところの方が多いわけでして、やっぱり消費者の方はそれをとても不安にしています。例えば名古屋では、きょうと10月5日にありますね。といいながら、私たちは京都から神戸へ行かなきゃいけない、名古屋へ行かなきゃいけない。そういうふうなことになっていますし、せめてこういうことを、先ほど高谷さんが、本当はリスクコミュニケーションでなくて、周知徹底を図っているんじゃないのとおっしゃいましたけれども、周知徹底とまではいわなくても、周知徹底したいのならば、もっともっとたくさんの会場で、たくさんの人に参加してもらって、たくさんの人が情報をわかるような機会を持っていただかなきゃいけないんじゃないかと思います。そこらのところはどういうふうにご考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

司会 ありがとうございます。時間もあまりございませんので、今までいただいたものについて、このあたりで整理したいと思います。

最初に、マスコミの情報と政府のいっていることが違うとか、火のないところに煙は立たぬとかいう話につきましては、先ほどご説明したとおりだということで、ご理解いただければと思います。

リスク評価の数字そのものが、非常に楽観的に過ぎる数字だけ並べられているのではな

いかというご指摘がございましたが、この辺につきまして、評価課長から。

村上評価課長 数字が楽観的に過ぎるのではないかというご指摘でしたけれども、きょうお配りしております資料1の8ページの下に、これは山内先生にご説明いただいたスライドの中にもあったものですが、「日本人口に当てはめたv C J Dの感染者発生リスク推計(1)」というものがあります。

先ほども山内先生がおっしゃっておられましたように、感染者発生リスクの推計は非常に難しい。仮定をたくさん置かないと計算が出てこないような性質のものでありまして、限界があることを前提としておりますけれども、英国でv C J Dの発症数が5000人と書いております。今ここがまだ150人程度しか出ておりません。これは英国の海綿状脳症諮問委員会のピーター・スミスという先生が、最悪の場合を想定して計算した数字が、この5000という数字でありまして、今現在でもまだ150人弱しか出ていないものが、いつかその何十倍かになるというような非常に悲観的な推定をもとに出してきた数字なんですね。そのイギリスの悲観的な数字を日本に置きかえるとどうなるかということで、こういうような推計がされておりますので、ですから、日本の推計についてはさまざまな限界があることはもちろんでございますけれども、この数字も楽観的な数字でなくて、相当悲観的な数字でもこの程度にしかならないというふうにも考えられるということでございます。

女性E 5頭というのが悲観的ですか。

村上評価課長 ですから、5頭になるか35頭、これは知らずに食べてしまった頭数が何頭かということですが、その5頭が、あるいは35頭かもしれないというところで、試算1とか試算2とかをやっております。今まで発見されている頭数から考えて、食べてしまった頭数はこんなものだろう。これも相当悲観的な数字だと思っております。

女性E 発見されている頭数そのものがちょっと怪しい数字であるし、5~35頭というのも、かなり楽観的な数字ではないかということです。

村上評価課長 この部分については、先ほど山内先生もおっしゃっておられましたように、限定というか前提がたくさんあって、その上で試算をするとこういう数字があるということでございます。ですから、絶対5頭だとか、絶対35頭だとか申し上げているつもりはなくて、大目に見積もってもこの程度だろうというふうに試算をされた先生がおられるということだと思っております。

女性E イギリスの5000人のような見るからに悲観的な数字ならともかく、これは悲観的とはいえないのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。数字の中身にもしご議論があれば、後ほど聞かせていただきたいと思います。時間もございませんので、先に進ませていただければと思います。

あとテクニカルな問題では、例えばSRM除去は目視確認だけでやっていてよろしいのかというところがあったかと思います。死亡牛検査がおくれたのが、今の評価に結びついているのではないかというお話もございましたが、それについて、SRM除去は厚生労働省から、死亡牛の方は農水省からお願いできますでしょうか。

松本参事官 SRMの除去につきましては、「国産牛肉のBSE対策」ということで、資料のSRMの除去のところについて示しておりますけれども、食品安全法に基づきまして、その具体的な取り扱いとして、13年10月に特定危険部位の管理要領を示しております、そのところで取り除き方等々を示しております。

飛散したときどうするか、目視だけではないかとありますが、目視の前に、高圧洗浄をやっております。これは平成12年だったと思いますけれども、いろいろ研究して、脊髄除去とその後の高圧洗浄でどうかといったときに、高圧洗浄の効果と差はないということでありましたが、一応念のために、背割り前に脊髄の吸引をやって、と畜頭数の9割ほどはやっております。まだ1割残っておりますが、これはできるだけ指導したいと思っております。

目視だけじゃないかという話をしますけれども、そのところについては、おっしゃるように、もっと効率的な調べ方がないかということについては、研究を進めておるところであります。

検査の部分につきましては、もっと感度のいい検査については当然でありまして、これもあわせて研究を進めておるところであります。

司会 では、農林水産省、お願いいたします。

濱本飼料安全管理官 死亡牛検査についてでございます。死亡牛検査はことしから本格的に行われているわけなんですけれども、それ以前、やはり立ち上げ時間にかなりかかったというのは事実でございます。死亡牛検査は、今やっておるわけですが、それに関しては、当然のことながら、と畜場でやるわけにはいきませんので、それ専用の施設を立ち上げる等々ございまして、それに要する時間が大分かかったということでございます。それはもちろん死亡と発生をごまかすとか、そういう意味でやっておったわけではなくて、検査設備をつくるのに時間がかかったということでございますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

なおかつ、死亡牛につきましては、15年4月から飼料利用には回っておりませんので、仮に検査が漏れたとしても、それが原因となってBSEのリサイクルに入ったという可能性はほぼないと考えております。

司会 もう1つ、飼料の中の、飼料原料の規制がちょっと緩んできているのではないかとのご指摘がございましたが、これについてもお願いします。

濱本飼料安全管理官 飼料原料の規制なんですけれども、豚肉骨粉のお話だったかと思えます。豚肉骨粉については、先日の農業新聞に、解禁されるというお話がございまして、実は豚肉骨粉の利用に関しましては、ちょうど食品安全委員会の方に農林水産省から諮問させていただきまして、その結果をいただきまして、十分な交差汚染対策がとれるということであれば、再利用してもいいのではないかと結論であったと理解しております。

現在、農林水産省の交差汚染防止措置、リスク管理措置について、農林水産省の中の審議会でございます農業資材審議会というところで検討していただきまして、措置を大体取りまとめつつあるところでございます。

これにつきましては、今まで食品安全委員会も、農林水産省も、それぞれパブリックコメント等を出しまして、食品安全委員会の検討結果については、既に食品安全委員会のホームページから出ておったかと思えますけれども、いろいろご意見を伺っておったところなのですが、コメントは余り寄せられないまま現在に至っております。

現在、リスク管理措置につきましては取りまとめつつあるところでございますが、これにつきましては、食品安全委員会からもご指摘がございましたので、再び食品安全委員会の方に報告したいと考えております。また、これにつきましては、最終的には食品の安全にかかわる問題でございますので、厚生労働省さんの方にも意見を聞くという形で、万全を期してまいりたいと思っております。

以上です。

司会 ありがとうございます。それから、日米の協議チームに食品安全委員会がオブザーバーというのはおかしいということがございました。

寺田委員長 おっしゃられることはもっともなところがあると思えます。しかし、これは、貿易問題なのです。貿易問題にこちらが入るということはない。当然のことながら、実際に日本の中に入ってくるときには、その安全性に関して、国民の健康を守る立場から、食品安全委員会はどう思うかという諮問が来ると思えます。そのときにこちらが答申を出す。そのために、実際にはいろんな連絡を持っておりますが、表立ってはやらない。

これは、Codexでもリスク分析の根本として、評価と管理に分けて、評価の方にはトレードイシュー、要するに、貿易問題だとかコストベネフィット、お金の問題は、そのことに関して管理側から特別な要請をされていない限りはやらないのが原則であって、それは管理省庁の問題であるということになっています。食品安全基本法の基本的事項が、基本法ができるときの国会答弁のやりとりの中か、去年2月に閣議決定されたときも、貿易の問題とかそういうことは管理機関の問題であるということがあります。私どもは、非常に注意深くは見ておりますけれども、直接アメリカに行って、こういうトレードでどうやって、どうなってということは、今現在やっていない。先ほど申し上げましたように、将来、厚生労働省あるいは農林水産省の方から、こういう条件でいかなものかという諮問は来ると、私らは考えております。

そういう意味で誤解のないように、アメリカの問題は関係ないんだということではなくて、実際に入ってくるときには、私どもは評価することになると思います。

以上です。

司会 情報が行き届いていないとか、不足であるとか、マスコミの報道で火のないところに煙が立たないのは、政府のあれが悪いのではないか。あと、リスクコミュニケーションが足りな過ぎるとか、もっといろんなところでやれとか、これにつきまして、私、リスクコミュニケーションの担当でございますので、お答えというか、申し上げます。

食品安全委員会は、確かにまだできて間もないこともあるんですけども、いろいろお知らせする情報が不十分であることは、おっしゃるとおりでございます。今のところは、厚生労働省あるいは農林水産省と協力して、地方支分部局のあるところを通じて情報をいろいろお流ししたり、あるいはホームページとか、いろいろやっておるのでございますけれども、ホームページを見る人がすべてでないというのはおっしゃるとおりですし、逆に、ホームページをごらんにならない方、お年寄りであるとかお子さんの方が、食品についてはリスクが高い方がたくさんいらっしゃるというのはおっしゃるとおりです。そうではない媒体をいろいろやらなきゃいけないということで、先ほどお示した「食品安全」をつくってはいるのですけれども、これもまだ十分でないことは十分認識しております。

ただ、すぐに全部できるわけにはいかないもので、ご批判をいただきながら、少しずつ充実させてまいりたいと思いますし、どうぞこの裏に書いてあります東京の電話番号でございますが、有料の電話番号なのでけしからぬというふうなご指摘もいただくのですけれども、場合によってはこちらからかけ直しております。もし何かあればお電話をいただければ

ば、なるべくすぐお答えできるようにいたしたいと思っているところでございますので、ぜひご利用願えればと思います。情報の対策については、少しずつ充実していくつもりでございます。

このような意見交換会を、実は今年はBSEだけでもたしか10回くらいあちこちで行っているでございます。それでも十分ということはないのは間違いないので、できる範囲でしかできないのですけれども、充実させてまいりたいと思っております。よろしく願いたいと思います。

今ご質問いただいた点について大体意見交換できたかと思うのですが、時間も10分超過していますが、最後にこれだけはいっておきたいということがあれば、1つだけ伺って、きょうは終わりにしたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

(5) 閉会挨拶

司会 最後に、小泉委員から、ごあいさつを申し上げます。

小泉 時間も大分超過しておりまして、簡単に閉会のごあいさつをさせていただきます。本日はお忙しい中、また気象条件の悪い中お集まりくださりまして、ありがとうございました。お聞きしておりますと、関西方面からも多数見えておりまして、本当にありがとうございました。

また、山内先生には、「中間とりまとめ」につきまして丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。

私どもの委員会の役割と申しますのは、やはりリスク評価とリスクコミュニケーションが非常に大きな役割でありますし、皆様方の信頼を得るということを重点的に考えております。この信頼というのは、やはり科学的な評価を、なるほどとご納得いただいた上で、その結果に基づいた安心というものであればと念じております。

これを確実にするためには、我々も、やはり皆様方がご懸念されているように、包み隠さず何事もお示しして、どんどん質問していただいて、互いに冷静に討論していくことではないかと思っております。

このBSEの「中間とりまとめ」は、皆様初め、私どもも定量的な評価が十分なされたとは思っておりません。しかし、この意見交換会で、少なくとも検査よりは特定危険部位

の除去が数十倍重要であることは、ご理解いただけたのではないかと考えております。しかし、山内先生がおっしゃいましたように、何か『全頭検査＝安全神話』というのでできているので、その辺をどのようにご説明していけばいいのかと考えております。

今後は、私ども、やはり人への健康影響、バリエーションCJDの問題が非常に大切だと思っておりますので、十二分に科学的な定量評価を行いまして、さらにリスク低減対策が有効に行われることを見極めていきたいと考えております。そういうことこそ我々安全委員会の、皆様方に対する責務だと考えております。

このBSE問題は、国民の間で意見が二分するような難しい重要な問題ではございますが、余り難しい言葉ではなくて、愚直に、他意なく、皆様方と意見交換をやっていくことが重要と考えております。

あすは岡山で、10月6日福岡、10月8日には札幌で意見交換会を同じようにさせていただきます。リスコミの有効性をどのように効率よくやるかということは難しいのですが、今のところ、先ほどいいましたように、愚直にやっていくしかないのではと考えております。

そういった方々、こういった意見交換会の中のご意見、それから、いろんな手段でご意見、要望書をいただいております。そういったことを消費者側寄りとか、あるいは事業者寄りという立場でなくて、中立公正にご参考にさせていただいて、今後の評価に役立たせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(6) 閉会

司会 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の意見交換会を終了します。本日は、ご来場どうもありがとうございました。

なお、先ほど厚生労働省からお知らせがございましたように、厚生労働省、農林水産省の主催いたします意見交換会、10月5日、火曜日に名古屋でございますので、もし今日議論が足りなかったという方があれば、そちらの方にもご参加いただければと思います。

最後に、先ほど申しましたアンケートも、ひとつよろしくお願いを申し上げます。今後の改善に資したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

きょうは大変どうもありがとうございました。時間が超過いたしまして、大変申しわけ

ごさいませんでした。失礼いたします。

午後4時20分 閉会